

障がい者セーリング強化スタッフ(含むコーチ)規程

公益財団法人日本セーリング連盟
障がい者セーリング推進委員会

1. 方針と目的

強化スタッフは、障がい者セーリング競技における強化対象選手の競技力向上を図り、トップセーラーとして育成しながら、強化対象選手がパラリンピックや障がい者セーリング国際選手権大会においてメダル獲得並びに上位入賞を果たすことに努めなければならない。

強化スタッフは、常に日本代表としての自覚と誇りを持ち、礼儀を尊び、広く社会一般に受け入れられている行動規範を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

2. 認定

強化スタッフは、以下の経歴、実績を持ち、書類審査、そして強化対象選手に対するヒアリング等によって、JSAF 障がい者セーリング推進委員会強化チーム(以下パラ強)により認定される。

強化スタッフは、以下の資格、経験を有していることが望ましい。

- (1) JPSA 障がい者スポーツの指導員、コーチ、トレーナー、医師等いずれかの資格。
- (2) JSAF 公認コーチ（アドバンストコーチ以上）の資格。
- (3) 障がい者セーリング活動の経験が5年以上あること。

3. 認定期間

パラ強による認定日から、次年度のWSが主催する障がい者セーリングパラワールド選手権大会最終日までの期間を原則とする。

認定期間に関する詳細は、年度ごとにパラ強により決定する。

4. 強化スタッフの義務

強化スタッフは、やむを得ない理由を除き、以下に定める事項を履行しなければならない。

以下のいずれかの事項を履行できない場合は、事前にパラ強の承認を得なければならない。

- (1) 日本及び遠征する諸外国の法令、JSAF 諸規程、本規程、アンチ・ドーピングに関する諸規程を順守すること。
- (2) JSAF 会員登録がなされていること。
- (3) 強化対象選手に対して、合理的な範囲で最大限のサポートを行うこと。
- (4) パラ強が指定する海外遠征計画、海外遠征報告、任意のフォームによる年間計画、その他パラ強が指定する書類を提出すること。
- (5) パラ強が指定する強化合宿、研修会、ミーティング、その他必要な行事に強化対象選手と共に参加すること。
- (6) パラ強が指定する広報活動に最大限協力すること。

(7) その他パラ強が必要として定めた事項。

5. 認定の取消し

下記事項に該当した強化スタッフは、その認定の取消し、一定期間の資格停止、または補助の停止等の措置を適用されることがある。

- (1) 本規程に定める事項に違反した場合。
- (2) 怪我や病気、体調の悪化により強化スタッフとしての活動ができないとパラ強が判断した時。
- (3) 国内外の法律に違反した場合、または日本を代表する強化対象選手の強化スタッフとして不適切な言動をしたとパラ強が判断した時。
- (4) 反社会的勢力との何らかの関係を有しているとパラ強が判断した場合。

6. 制定と改訂

- (1) 本規程は2022年12月3日付制定する。
- (2) 本規程は必要に応じて改訂することができる。

以上